

自己点検事項

◇ BRCA1／2遺伝子検査の腫瘍細胞を検体とするもの(D006-18)

(1) 化学療法の実験を5年以上有する常勤医師又は産婦人科及び婦人科腫瘍の専門的な研修の実験を合わせて6年以上有する常勤医師が1名以上配置されている。

( 適 ・ 否 )

(2) 遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関と連携体制をとっており、当該患者に対して遺伝カウンセリングを実施することが可能である場合はこの限りでない。

( 適 ・ 否 )

点検に必要な書類等

- ・ 当該届出に係る常勤医師の出勤簿
- ・ 当該届出に係る常勤医師の実験が分かるもの又は研修修了証

医療機関コード

保険医療機関名